

告示・公告例文承認：第 号[件名：鹿児島県公安委員会が道路における危険を防止
するため必要と認めた路線]

課名：生活安全企画課

No. 1

注 鹿児島県公安委員会告示第98号

平成18年11月28日鹿児島県公安委員会告示第112号（警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第2条の表の6の項の上欄の規定により、鹿児島県公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認めた路線）の全部を次のように改正し、令和2年7月1日から施行する。

令和2年1月7日

鹿児島県公安委員会委員長 鑑野孝清

路 線 名	区 間
1 一般国道3号	鹿児島県の全域
2 一般国道10号	鹿児島県の全域
3 一般国道58号	鹿児島県の全域
4 一般国道220号	鹿児島県の全域
5 一般国道223号	鹿児島県の全域
6 一般国道225号	全域
7 一般国道226号	全域
8 一般国道267号	鹿児島県の全域
9 一般国道268号	鹿児島県の全域
10 一般国道269号	鹿児島県の全域
11 一般国道270号	全域
12 一般国道328号	全域
13 一般国道504号	全域
14 県道永吉入佐鹿児島線	鹿児島市内の全域
15 県道栗野加治木線	全域
16 県道国分霧島線	全域
17 県道鹿屋吾平佐多線	全域
18 県道鹿児島加世田線	全域
19 県道鹿児島蒲生線	全域
20 県道鹿児島吉田線	全域
21 県道鹿児島東市来線	全域
22 県道川内加治木線	全域
23 県道指宿鹿児島インター線	全域
24 県道郡元鹿児島港線	全域
25 県道玉取迫鹿児島港線	全域
26 臨港道路鹿児島港谷山二区中央線	全域

- 一 公布文は二丁目から、二行目以後は一字目から書くこと。
- 二 条例・規則・訓令・告示の番号は、一字目から書くこと。
- 三 制定文は二丁目から、二行目以後は一字目から書くこと。
- 四 二 公布年月日は、三丁目から書くこと。
- 五 見出しは三丁目から、二行目以後も四丁目から書くこと。
- 六 八 号は二丁目から書き、法文との間は一字空け、二行目以後は三丁目から書くこと。
- 七 附則は四丁目「附」の字を、六丁目「則」の字を書くこと。